

柴監告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年12月13日

柴田町監査委員 大宮 正博

柴田町監査委員 桜場 政行

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

2 監査を実施した監査委員

柴田町監査委員 大宮正博

柴田町監査委員 桜場政行

3 監査の概要

(1) 監査の対象

平成30年度財務事務の執行及び財産の管理状況

(2) 実施年月日及び対象

実施年月日	教育関係施設	
平成30年11月9日	東船岡小学校	西住小学校
平成30年11月12日	船迫小学校	船迫中学校
平成30年11月13日	船岡中学校	船岡小学校
平成30年11月14日	槻木中学校	柴田小学校
平成30年11月15日		第一幼稚園
平成30年11月16日		槻木小学校

(3) 監査の場所

各教育関係施設

(4) 監査の方法

町の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、あらかじめ提出を求めた資料及び関係資料に基づき、事務の執行状況等を担当職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

4 監査の結果

次に指摘する事項を除き、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められ

た。なお、事務執行上留意すべき事項は、文書又は口頭により指導した。

(指摘事項)

○図書の早期購入について

町内小中学校において、年間の図書購入費として25万円から55万円の予算措置がなされている。しかし、9月末現在においての支出額が数万円と、執行率の極めて低い学校が多く、中でも全く支出していない学校が2校あった。年度の後半期に予定している図書購入費を除き、児童生徒の読書意欲の向上のためにも早期の予算執行に努めること。